

平成22年3月31日

(仮称)よみうりランド内埋立て工事に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
株式会社よみうりランド
代表取締役社長 関根 達雄
東京都稲城市矢野口4015番地1
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)よみうりランド内埋立て工事
川崎市多摩区菅仙谷4丁目1-1
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成22年3月31日(水)
- 4 問い合わせ先
株式会社よみうりランド管財部施設管理課
東京都稲城市矢野口4015番地1
044-966-1117

(川崎市環境局環境評価室 担当)
電話 044-200-2156

(仮称) よみうりランド内埋立て工事に係る条例環境影響評価審査書

平成22年3月

川 崎 市

はじめに

(仮称) よみうりランド内埋立て工事(以下「指定開発行為」という。)は、株式会社よみうりランド(以下「指定開発行為者」という。)が、多摩区菅仙谷4丁目1-1の遊園地内の園内施設、斜面樹林及び調整池等となっている約4.6haの区域において谷戸地形を埋立て、主に南山東部土地区画整理事業に伴う建設発生土の受け入れを行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成21年7月15日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社よみうりランド

代表者：代表取締役社長 関根 達雄

住 所：東京都稲城市矢野口 4015 番地 1

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：（仮称）よみうりランド内埋立て工事

種 類：埋立て（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の2の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市多摩区多摩区菅仙谷 4 丁目 1-1

区域面積：約 46,200 m²

用途地域：第二種住居地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

谷戸地形の埋立て

イ 埋立て平面計画

区 分	面 積	面積割合
平地部	約 17,806 m ²	38.5%
法面部	約 10,889 m ²	23.6%
緑化地	約 12,105 m ²	26.2%
管理用通路部	約 5,400 m ²	11.7%
合 計	約 46,200 m ²	100.0%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、谷戸地形の埋立てを行うものであり、工事中の大気質、騒音、斜面安定、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.039ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.068mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.130ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.040mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.040ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.068mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、建設発生土の受け入れにおいて計画的で円滑な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事期間が65箇月と長期に渡ることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 地形・地質（斜面安定）

本計画の実施に伴う盛土斜面の安定性については、セメント系地盤改良を行うことにより、常時は 1.662、地震時は 1.005 で必要な安全率（常時：1.5 以上、地震時：1.0 以上）を満足すると予測し、種子吹付けなどによる法面保護や排水溝を設置して表面水を速やかに排除するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、本計画では、土質工学的性質から十分配慮を要する稲城砂を盛土材として、法面高さ最高約 23m に盛土することから、工事の実施に当たっては、盛土工法、排水処理、法面保護等について、第三者による専門的な見地からの意見を踏まえその妥当性の確認を行うとともに、市関係部署と十分協議すること。また、新たに形成される盛土斜面については、計画地が谷戸地形の上流部にあることからその下流域の住民等に対し、施工方法等を説明するとともに、その斜面の安定が確保されるよう、維持管理を徹底すること。

ウ 植物

本計画の実施に伴い植物相及び植物群落は、計画地内において全面消失すると予測している。注目される植物種のうち、計画地内北側のコナラ群落の林床に生育するエビネの生育基盤は改変し、計画地の隣接地に生育するタマノカンアオイについては工事中の踏み付け等による被害を受ける可能性があるとして予測している。注目される植物群落であるコナラ群落については、計画地周辺に分布する群落の生育基盤を改変させないことから著しい影響はないと予測している。これに対し、平地部の一部にコナラ群落を目標とした植栽を行い樹林の再生を行うほか、エビネについては、隣接するコナラ群落の林床に移植する。また、タマノカンアオイについては、個体の周辺に目印となるテープ等をつけ、工事関係者に周知を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、植物の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地周辺は、多摩丘陵を特徴付ける斜面緑地であることから、再生する樹林についても周辺のコナラ群落との連続性を確保し、適正な管理及び育成に努めること。また、注目される植物種の移植に当たっては、

移植方法、移植場所の選定等に十分配慮すること。

エ 動物

本計画の実施に伴い動物相は、計画地周辺に逃避するほか、生息環境の縮小、消失に伴う個体数の減少などが生じると予測している。注目される種のうち、オオタカ、ツバメなど計画地を採餌場所として利用している種については、工事中は計画地を利用することはなくなり、カワラヒワ、ニホントカゲなど計画地を生息環境として利用している種については、周辺地域にみられる同様の環境へ逃避し、個体数は減少すると予測している。また、オオアメンボなど水域を生息環境としている種については、生息環境の一部消失により、生育個体が消滅すると予測している。これに対し、平地部の縁辺部に緑地帯を設けることにより鳥類、爬虫類などの生息環境の回復を図り、オオアメンボなどについては、工事に先立って計画地周辺の池に移植するなどの環境保全のための措置を講ずることから、動物の生息環境の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺地域で、注目される動物種が多く確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

オ 生態系

本計画の実施に伴い計画地内の里山樹林地、里山草地等は全面消失するが、類似する環境である緑化地、種子吹き付け法面草地、人工地が新たに創出されると予測している。上位性の注目種であるオオタカ、タヌキについては、工事中採餌場所として利用することはなくなり、典型性の注目種であるコナラ群落については、計画地周辺の群落は改変を行わないため残存し、メジロ、ニホントカゲ、コムスジについては、周辺地域の同様の環境へ逃避すると予測している。これに対し、平地部の一部にコナラ群落を目標とした植栽を行うことにより、樹林を利用する動物の採餌環境及び生息環境の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、生態系の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地周辺は、多摩丘陵を特徴付ける斜面緑地であり動植物の生息、生育環境となっていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

カ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 429 m³と予測している。さらに、平地部の一部にコナラ群落を目標とした高木、中木の植栽を行い、既存の樹林の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は 26.2%で、地域別環境保全水準（26.0%）を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、緑化地以外の法面部についても吹付けによる緑化を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

キ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南西側境界において 79.4 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 69.5

デシベルで、環境基準（60 デシベル以下）を超過するが、この地点は現況において、既に環境基準を超過しており、工事用車両の走行による増加分は 0.8 デシベルと予測している。これに対し、建設発生土の受け入れにおいて計画的で円滑な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、沿道の等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過していること、工事期間が 65 箇月と長期に渡ることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底すること。また、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に計画地周辺の住民等へ周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地南側境界において 63.7 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において 50.9 デシベルで、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる通常 55 デシベル）を下回ると予測し、さらに、建設発生土の受け入れにおいて計画的で円滑な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ク 廃棄物等（産業廃棄物）

工事中に発生する産業廃棄物は、準備工で木くず約 400 トン、撤去工でがれき類約 9,058 トン、木くず約 192 トン、廃石綿等約 15.1 m³等、その他の工種で木くず約 78 トン等と予測している。これらについては、種類に応じて分別したのち、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し再資源化を図り、再資源化が困難なものは適正に処理するとしている。また、廃石綿等は、他の廃棄物と区分し、飛散することのないよう

運搬するなど、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」等に基づき、適切に分別、保管、収集、運搬、処分等を行うとしている。さらに、排水施設のコンクリート構造物は二次製品を使用し、型枠材の使用を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。また、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の取扱いについては、法令等に基づき適切に対応すること。

ケ 景 観

本計画の実施に伴い新たな緑と法面の下に擁壁が出現するが、よみうりランド全体として整備された園内施設及び植栽といった景観構成要素に大きな変化は生じないことから、よみうりランドを中心とした既存の地域景観の特性に著しい変化は生じないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、スカイラインの一部に変化が生じるが、植栽により計画地周辺の緑との連続性を確保する計画であり、眺望の変化は小さいと予測している。さらに、埋立てにより生じる法面部は可能な限り植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、計画地周辺の地形の変化を生かした緑の景観が形成されるよう努めること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交通混雑度は0.23～0.62で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回り、無信号交差点の交通容量についても、従道路交通量が最大流入交通量を下回ることから、処理は可能であると予測している。さらに、建設発生土の受け入れにおいて計画的で円滑な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、私道出入口の無信号交差点について、横断歩道が整備されておらず、工事用車両と歩行者及び一般車両との交差が想定され、交

通安全上の支障を及ぼす可能性があるとして予測している。これに対して、工事用車両の運転者に、危険箇所の周知、運転時間及び低速走行等についての安全教育等を周知徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事期間が65箇月と長期に渡ることで、工事用車両ルートの一部がつづら折りの道路になっていることから、工事の実施に当たっては、車両ルート利用者に注意を喚起し、交通安全対策を最優先するとともに、計画地周辺の住民等に対し、事前に工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	7月15日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	7月24日	条例準備書公告、縦覧開始
	9月7日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 330名、1,274通
	12月28日	条例見解書の受理
平成22年	1月12日	条例見解書公告、縦覧開始
	2月10日	条例見解書縦覧終了
	3月31日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付